

群馬県職員措置請求監査結果

第1 主文

本件措置請求を棄却する。

第2 請求人

第3 請求書の提出

令和元年12月24日

第4 請求の内容

1 請求の要旨

2019年4月7日執行の群馬県議会議員選挙において、南波和憲（以下「元議員」という。）の親族の公職選挙法違反（事後買収）（以下「本件公選法違反」という。）の有罪が確定したにもかかわらず、群馬県選挙管理委員会は、元議員の選挙公営のために支出した公費の返還を元議員に求めようとしていない。

本件公選法違反で連座制の適用を受けた元議員の得票数は、当然にゼロとみなされることになり、よって、法定得票数に満たないため、選挙公営の適用外となる。

ところが、群馬県選挙管理委員会は、返還請求の必要性を認めようとしておらず、法令順守の義務を放棄しており、道義的責任も感じていないため、元議員の選挙公営に係る支出を巡り群馬県には計207万6293円（以下「本件選挙公営費」という。）の損害が発生している。

よって、監査委員におかれては、群馬県選挙管理委員会に対して、本件選挙公営費を元議員から返還させるなど、群馬県の被った損害を補填するための必要な措置をとるよう求められたい。

2 事実証明書（各事実証明書の表題は、措置請求書における請求人の記載をそのまま使用した。）

- (1) 事実証明書1 自動車の借入れ（群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条第2号イ）
- (2) 事実証明書2 運転手の雇用（群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条第2号ハ）
- (3) 事実証明書3 ポスター作成公営費（群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第7条）

第5 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、中島篤監査委員及び安孫子哲監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

第6 請求の受理

本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年1月8日に受理を決定した。

第7 監査の実施

1 監査対象事項

群馬県議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙公営費の返還について

2 監査対象機関

群馬県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和2年1月27日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、新たな証拠

の提出はなかった。

4 監査の実施

令和2年1月27日、監査対象機関に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

第8 監査の結果

1 監査対象機関の主張及び説明

(1) 選挙公営費の目的について

金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）により定められている制度であり、国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動費用を負担するものである。

本件選挙においては、選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成並びにはがきの郵送に係る費用が対象となっている。

(2) 選挙公営費の概要について

ア 選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成に係る支出の流れについて

(ア) 事前 立候補予定者と自動車の使用（借入れ、運転手の雇用、燃料代）、ポスター及びビラの作成を行う業者（以下「契約業者」という。）との間で、契約を締結

(イ) 告示日 候補者が県選管に対し、契約締結を届け出るとともに、その確認を申請
県選管が当該契約内容を確認し、確認書を交付
候補者から契約業者に確認書を提出

(ウ) 適宜 候補者が作成した証明書を契約業者に提出

(エ) 選挙後 契約業者から県選管に費用を請求。県選管から契約業者に支払

イ 選挙運動用のはがき郵送料金に係る支出の流れについて

(ア) 立候補受付後、県選管から候補者に選挙運動用通常葉書差出票を交付

(イ) 候補者が当該差出票とともに作成したはがきを指定された郵便局に提出

(ウ) 郵便局がはがきを配達

(エ) 日本郵便株式会社から県選管に郵送料金を請求

(オ) 県選管から日本郵便株式会社に支払

ウ 選挙公営費の基準限度額について

選挙運動用のはがきの郵送料は全国一律であるが、選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成に係る費用の基準限度額については、国政選挙に関しては公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）で、地方選挙に関しては各地方公共団体の条例で定められている。

エ 選挙公営費の公費負担対象外について

選挙運動用のはがきの郵送料については、地方選挙に関しても条例でなく公選法第142条第5項の規定により無料とされているが、選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に係る費用について、群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年群馬県条例第7号。以下「条例」という。）第2条ただし書（第7条及び第11条において準用する場合を含む。）の規定により、候補者の得票数が供託物没収点に満たない場合は、公費負担の対象ではない。

(3) 本件公選法違反及び本件選挙公営費の経緯について

| 年月日 | 内容 |
|--------------------|---|
| 平成31年2月26日 | 本件選挙の立候補予定者等説明会 (選挙公営を含む各種書類、様式等を立候補予定者に配付) |
| 適 宜 | 立候補予定者がそれぞれ契約業者との公費負担対象となる契約を締結 選挙運動用ビラ及びポスターの作成開始 |
| 同 年 3月29日 | 本件選挙の告示日(立候補届出日) (選挙公営対象契約の確認手続等) |
| 同 年 3月29日 ～4月6日 | 選挙運動期間 (選挙運動用自動車の使用(借入れ、運転手の雇用、燃料代)) (選挙運動用通常はがきの送付(郵便局に持込み)) |
| 同 年 4月7日 | 本件選挙の選挙期日 |
| 同 年 4月8日 | 選挙会(各候補者の得票数が確定し、選挙公営の対象者が確定) |
| 令和元年 5月9日 | 県選管が日本郵便株式会社から本件選挙に係るはがき郵送料金の請求書を収受 |
| 同 年 5月21日 | 県選管が契約業者から元県議の本件選挙公営費(はがき郵送料金以外)の請求書を収受 |
| 同 年 5月24日 | 元県議の辞職(県議会による承認) |
| 同 年 5月27日 | 本件選挙に係るはがき郵送料金の支出 |
| 同 年 6月12日 | 元県議の本件選挙公営費(はがき郵送料金以外)の支出 |
| 同 年 7月22日 | 公選法違反(事後買収)で元県議の妻が在宅起訴を受ける |
| 同 年 9月6日 | 元県議の妻に有罪判決(懲役1年・執行猶予4年) |
| 同 年 9月21日 | 上記有罪判決確定 |
| 同 年10月11日 | 東京高等検察庁が連座訴訟を提起 |
| 同 年12月18日 | 連座判決 |
| 令和2年 1月7日 | 連座判決確定 (確定日から5年間、群馬県議会議員選挙吾妻郡選挙区から立候補禁止) |

(4) 請求人の主張に対する見解について

ア 本件公選法違反で連座制の適用を受けた元議員の得票数は当然にゼロとみなされ、法定得票数に満たないため、選挙公営の適用外となるという主張について

連座判決の効力は、公職の候補者等の当選の無効と5年間の群馬県議会議員選挙吾妻郡選挙区での立候補禁止とされている(公選法第251条の2第1項)。当該公職の候補者等の得票数は、その後の当選無効の影響を受けるものでない。

また、公選法第251条の5の規定により、連座制の当選無効等の効力は、連座訴訟の判決が確定したときに生ずるとされている。

なお、本件公選法違反に関わる連座訴訟は、訴え提起前に元県議が辞職しているため、当選の無効につ

いては当該訴訟の対象となっておらず、5年間の立候補禁止のみを求めたものになっている。

イ 県選管は、法令順守の義務を放棄し、道義的責任を感じておらず、本件選挙公営費の返還を求めるべきであるという主張について

選挙公営の制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段及び立候補者に認められた権利であり、参政権の一部である被選挙権を実質的に保障するための制度の一つといえる。県選管がこれを恣意的に扱い、法令で定められた枠を越えた制裁を公職の候補者等に強制することは許されない。

また、請求人の求める行為は、県選管の権限及び裁量の範囲を逸脱したものであり、道義的責任の発生する余地はない。

(5) その他

ア 本件公選法違反と本件選挙公営費の関係について

本件選挙公営費の請求自体が過大、架空など違法なものであった場合には、当然に契約業者等に対し不当利得分の返還を求めることとなるが、本件公選法違反は、選挙公営の対象となる選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成並びにはがきの郵送とは無関係な違反行為（契約業者ではない者への金品の提供）である。

イ 元議員に対する返還請求について

選挙公営制度の適用を受けるかどうかは候補者の判断によるものであるが、既に適法に契約業者等から本件選挙公営費を請求され、支払が完了しているので、元議員に対し返還請求することは法的根拠がない。

2 事実関係の確認

(1) 支出事務について

本件選挙公営費に係る支出事務については、公選法及び条例等により、適正に行われていた。

(2) 返還規定について

公選法や条例に公選法違反で連座制の適用を受けた議員に対する選挙公営費について、返還請求できる規定はなかった。

(3) 返還請求について

元議員に対して、本件選挙公営費の返還請求はしていなかった。

第9 監査委員の判断

本件措置請求において、請求人は、元議員の選挙公営に係る支出を巡り群馬県には計207万6293円の損害が発生しており、本件公選法違反による連座制の適用を受けた元議員から本件選挙公営費を返還させるなど、県選管に対し、群馬県の被った損害を補填するための必要な措置をとるよう求めている。

しかしながら、地自法第242条に規定する住民監査請求は、その対象とされる事項につき、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実限定されている。

したがって、本件選挙公営費の返還措置を講じるためには、本件選挙公営費の支出が過大、架空等による違法若しくは不当な公金の支出であるか、返還請求権を有しているにもかかわらず、当該返還請求権を行使していないという財産の管理を怠る事実にあたかなければならない。

これらについて、監査委員は次のとおり判断した。

(1) 違法若しくは不当な公金の支出について

本件選挙公営費の支出について、平成31年4月7日に本件選挙が執行され、それに伴う事務手続きは、公選法及び条例等により、必要な要件を具備していることを確認した上で適正に執行されており、違法性及

び不当性は認められない。

(2) 財産の管理を怠る事実について

条例第2条ただし書（第7条及び第11条において準用する場合を含む。）の規定により、選挙公営費の公費負担の除外対象は、選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に係る費用について、候補者の得票数が供託物没収点に満たない場合である。

これを本件についてみるに、請求人は、本件公選法違反で連座制の適用を受けた元議員の得票数は当然にゼロとみなされ、法定得票数に満たないため、選挙公営の適用外となるという主張をする。

しかしながら、連座判決の効力は、公選法第251条の2第1項の規定により、公職の候補者等の当選の無効と5年間の選挙区での立候補禁止に限定されており、元議員の得票数は、その後の当選無効の影響を受けるものでない。そもそも本件公選法違反による制裁は、公民権の停止に限定されており、本件選挙公営費とは連動しているわけではないから、選挙公営の適用外になるという請求人の主張は採用できない。

そして、公費負担された選挙公営費について、公選法及び条例には、公選法違反で連座制の適用を受けた議員に対する選挙公営費を返還請求できる規定はない。そうすると、本件選挙公営費について、返還請求権は発生する余地がなく、当該返還請求権を有しない以上、住民監査請求上の財産の管理を怠る事実は認められない。

以上のとおりであるから、元議員に本件選挙公営費の返還を求めるといふ請求人の主張は失当である。

よって、請求人の主張は理由がなく、これを棄却する。

以上